

建 物 滅 失 登 記

申請人（不動産所有者）

- 1．委任状（実印）
- 2．印鑑証明書
- 3．取毀証明書（取毀業者の印鑑証明書・資格証明書付）
- 4．資格証明書又は会社謄本（所有者が会社の場合）
- 5．担保権が設定されている場合には、抹消書類又はその承諾書（印鑑証明書・資格証明書付）

取毀証明書がないときは、上申書（印鑑証明書付）が必要です。
～当事務所で作成します。

登記簿上の住所が現住所と違う場合は変更証明書が必要です。

登録免許税

不 要